

学校法人佐久学園と小諸市との連携に関する協定書

学校法人佐久学園と小諸市（以下「両機関」という。）は、相互の発展に資するため、資源、研究成果等の交流を促進し、文化・教育・学術等の分野で連携し、協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両機関が包括的な連携のもと、文化・産業・医療・教育・学術等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 1 地域産業の振興に関する事。
- 2 地域文化の振興に関する事。
- 3 地域の保健及び医療の振興に関する事。
- 4 教育及び人材育成に関する事。
- 5 生涯学習に関する事。
- 6 まちづくりに関する事。
- 7 学術研究に関する事。
- 8 インターンシップ等の現地学習に関する事。
- 9 施設の利用に関する事。
- 10 健康及び福祉に関する事。
- 11 自然及び環境に関する事。
- 12 災害時の支援に関する事。
- 13 自治体推薦入学試験に関する事。
- 14 その他両機関が必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（覚書）

第4条 第2条に掲げる事項の実施にあたり必要があるときは、両機関で覚書を取り交わすことができる。

（有効期間）

第5条 この協定は、令和2年11月27日から発効し、有効期間は3年間とする。
ただし、有効期間満了日までに、両機関のいずれからも書面による終了の通知がない場合、本協定の有効期間は1年ごとに自動更新されるものとする。

（疑義等の協議）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関が署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月27日

学校法人佐久学園理事長

盛岡正博（自署）

小諸市長

小泉俊博（自署）